

アラブ湾岸諸国における コンプライアンスの重要性の高まり



アマレラー法律事務所 ドバイ・オフィス パートナー クリストファー・ガンソン

はじめに

20世紀まで、アラブ湾岸諸国において明文化された法制度はなかった。イスラム教の聖典であるコーランによるイスラム法（シャリーア）という生活規範を基盤とし、シェイク（部族の首長）の命令による支配という原始的な統治体制であった。

20世紀半ばに石油の生産により社会が急速に発展し、それに伴い明文的な法制度も徐々に整備されていった。20世紀後半になると、多くのアラブ湾岸諸国は、基本的な法律である憲法、民法や刑法を制定し、21世紀初頭には環境保護法や電子取引法などの法令も制定されるようになった。近年は、反汚職関連法、競争法、経済的実体規則、アンチ・マネーロンダリング法、個人データ保護法等の近代的な法令と規制が制定されるようになった。

このような法的発展の流れの中で、湾岸諸国に現地法人を設立している外国企業は、これまで内部統制（コンプライアンス）をそれほど重視する必要はなかったが、先進国並みのコンプライアンス体制を導入することが必要な時代に入った。

本稿において、湾岸諸国（サウジアラビア、クウェート、アラブ首長国連邦（UAE）、オマーン、バーレーン、カタール）の6カ国の法令を中心として説明するが、エジプトやイラクをはじめとするその他の中東諸国についても参考となる。法律や規制について概観した後、行政当局との付き合いにおける留意点について取り上げ、最後にコンプライアンス体制の重要性を訴える。

賄賂と汚職を禁止する刑法と公務員法

従来ほとんどの中東諸国の刑法において、汚職や贈収賄は一般的に刑罰の対象となっていた。近年は公務員や入札に対する規制が厳格化してきており、「不適切な意図」という抽象的な定義による動機を以って「公務員」に対して「いかなる贈与」をすることも禁止する法規が増えている。

以下、犯罪が成立するためのそれぞれの構成要件について見ていく。

「不適切な意図」があったかどうかは、客観的に判断される。仮に不当な動機がなくても、現地の文化と慣習、そして受取人の地位を考慮しながら、すべての接待と贈答品の目

的とその妥当性を説明できるようにしなければならない。

「公務員」の定義も広く解釈される場合がある。形式上は民間企業の従業員であっても、その会社に政府からの資本や王族の資本が入っている場合には、公務員に当たるとされる場合がある。

「いかなる贈与」をも禁止する国であれば、些細な寄付も含まれる。これまでは気軽に公務員に対する接待を行い、お土産を渡すこともあったが、「いかなる贈与」も禁止されていけば、かかる付き合いは法令違反に当たる可能性がある。今までの慣習を見直し、中東諸国の公務員との付き合いを慎重に検討する必要がある。

アラブ首長国連邦ドバイ首長国の公務員法は特に厳しく、贈与者の動機とは関係なく、「会社のロゴの入った商品」と「付き合い先となる行政当局の全員に配布することができるお菓子のよう消費可能な品物」を除いては、公務員に対する一切の贈与を禁止している。

政府契約の締結に関連して贈賄行為があった場合に、当事者及び会社の代表者に刑罰が科されるのみならず、当該契約が解約されることを法令上制定している国もある。

更に付き合い先となる行政当局や公社の倫理規則を確認してどのような行為が禁じられているか等を確認しておく必要がある。例えばサウジアラムコ石油公社の倫理規則は国際石油会社とほぼ同等の厳しい水準の体制を導入している。

製造物責任法（PL法）の代わりとしての消費者保護法

製造業が発展していない中東地域において、製造物責任法（PL法）を制定している国はない。しかし、輸入品を管理するためという目的の他に、民主主義ではない国の立場から国民（消費者）の声に応える手段として消費者保護法を制定している。本法における消費者の立場は強く、消費者から商品やサービスに関する申し立てがあると、当局はすぐに対象商品のリコールを命じる傾向がある。

消費者保護法とPL法は、消費者の保護という目的においては類似しているものの、その保護の仕方が異なる。米国や日本のPL法によれば、製造業者や加工業者などが、製造又は加工された動産について法的義務を負う。一方、アラブ諸国における消費者保護法は、全世界のすべての「サプライヤー」（製造者、輸入者、販売代理店など）が、あらゆる商品

筆者紹介

1980年米国ペンシルベニア州生まれ。1993年に初来日し、和歌山県立高校と京都の立命館大学に留学した後、2006年に米国ラトガーズ大学ロースクールを卒業し外国弁護士として東京で勤務。

2009年に日本語ができる弁護士としてUAEに渡航。2016年からアマレラー法律事務所（※）ドバイオフィスにパートナー弁護士として所属。14年に渡り300社以上の日本企業を代理した実績がある。ナショナル紙（UAE）、ブルームバーグ、ロイター通信、フィナンシャル・タイムズ紙（英）などの記事にも中東石油セクターやUAE法についてコメントが掲載された。

米国ニューヨーク州弁護士、ドバイ首長官邸認定弁護士、ドバイ国際金融センター裁判所認定弁護士として登録。

趣味：サイクリング、旅行

※アマレラー法律事務所（AMERELLER）は1999年に設立した中東地域に特化した国際法律事務所。カイロ、ドバイ、バグダッド、エルビル、ダマスカスなどの都市に拠点をおいており、世界の多国籍企業を中東地域にわたって代理。

やサービスについて保証を提供する連帯責任者となる。

いかなるサプライヤーも商品に瑕疵を発見した場合には、直ちに行政当局に報告したり、リコールに協力する義務がある。事例としては、現地代理店が販売した商品について消費者保護法に抵触する問題が発生し、当該代理店が連帯責任を負うサプライヤーとしてかかる商品の製造業者と相談せずに単独で解決した後、問題解決のために要した費用の全額を製造業者に請求するということがあった。

中東諸国には PL 法がないから製造物責任について注意する必要はないと思い込んでいた企業がいるが、このようにアプローチの方法は異なるものの、消費者保護という同じ目的を有する法律は存在しているので気を付けなければならない。

アラブ首長国連邦は最も厳しく、消費者保護法の他に商品安全法、さらにアブダビ首長国においては「品質及び適合法」が制定されており、内容としてはアブダビ首長国と UAE 連邦政府の規格の適合性が規定されている。商品に製造の瑕疵がなくともリコールが命じられることが一例ならずある。

独占禁止法に類似する競争法

中東地域においてはヨルダンが2002年に初めて競争法を制定し、湾岸諸国においてはサウジアラビアが2004年に初めて（旧）競争法（その後、2019年に改正）を制定した。ヨルダンとサウジアラビアに続いて、多くのアラブ諸国も競争法を制定した。エジプトは2005年、カタールは2006年、クウェートは2007年、イラクは2010年、アラブ首長国連邦は2012年、オマーンは2014年、バーレーンは2018年にそれぞれ制定した。湾岸諸国においてサウジアラビアは頻繁に調査を行い、最も厳格であるとみなされている。

競争法の主たる目的は、商取引における「制限的合意の禁止」、合併事業の立ち上げと買収案件における「支配的な地位の濫用の禁止」と「経済集中の防止」の三点である。

「制限的合意の禁止」とは、日本の独占禁止法で禁止されている「不当な取引制限」に類似している。つまり、複数の者が共同して競争を回避するような行為を行い、それにより競争が実質的に制限される効果が生じるのであれば、違法とされる。契約書上「制限的合意」が規定されることのみならず、単なる意思表示でも違法性が生じる可能性がある。

EU 規則に準じる個人データ保護法

個人のプライバシー権は憲法で保護され、刑法上の処罰の対象でもあったが、近年になって、多くの湾岸諸国は個人データの取り扱いに関する法令を制定した。その多くは EU が2018年に施行した「EU一般データ保護規則」(General Data Protection Regulation, GDPR) に倣って策定された法令である。

先駆けとして、アラブ首長国連邦ドバイ首長国にあるドバイ国際金融フリーゾーン

(Dubai International Financial Centre, DIFC) とアブダビ首長国にあるアブダビ・グローバル・マーケット (Abu Dhabi Global Market, ADGM) という金融フリーゾーンにおいては、2007年と2015年にそれぞれデータ保護法が制定され、その後 EU 基準の GDPR に準じた個人データ保護法に改正された。国家レベルとしては、2016年にカタール、2017年にバーレーン、2020年にエジプト、2021年にアラブ首長国連邦、サウジアラビア、オマーンがそれぞれ個人データ保護法を制定した。クウェートは2021年に個人データ保護規則を制定したが、対象は情報通信業界に限られている。

個人データ保護の法令の対象は、原則として現地企業及び現地の自然人の情報を処理する国外の企業である。個人データについては一般的な制限が課せられる一方、機密性の高い個人データや生体認証データにはより厳しい規制が適用される。また、データの管理者と処理者を区別しており、それぞれの役割と義務が制定されている。

中東において個人データを処理している日本企業は、そろそろ EU の GDPR 基準に準じた体制を導入する必要がある。

考慮せざるを得ない経済制裁

アラブ首長国連邦ドバイ首長国は対イランのビジネスの拠点とはなっているが、米国のイランに対する厳しい経済制裁の影響による萎縮効果が感じられる。中東地域において事業をしている日本企業をはじめとする非米国企業は、かかる米国法上の対イラン経済制裁に抵触しないよう留意する必要がある。非米国企業は、取引通貨が米ドル建てではない、米国民及び米国子会社が取引に関与していない、米国産部品を利用しない等の条件を満たせば、多くの商品をイランに供給することができる。

また、米国大統領は国家の安全保障を脅かすものと判断される法人、自然人や組織を指定しており、これらの特別指定人 (Specially Designated Nationals, SDN) とのいかなる取引も禁止されている。

制裁は米国に限らず EU やアラブ連盟によるものもあり、対象国はイランの他にシリア、イエメン、リビア、スーダンとなっている。最近のウクライナ侵略を受けて、ロシアに対する制裁も注視していく必要がある。

タックスヘイブン指定解除のための経済的実体規則

EU は2017年に租税回避への対策として、税務に関して非協力的な国・地域のブラック・リストを発表した。その中には中東諸国のうち、アラブ首長国連邦とバーレーンが含まれていた。同じくブラック・リストに載せられていたイギリス領バージン諸島及びケイマン諸島というオフショア地域は、リストから解除されるために「経済的実体規則 (Economic Substance Regulations, ESR)」という規制を導入した。

アラブ首長国連邦でも2019年6月に類似の規則を導入したが、EUから手続面の不備を指摘され、2020年8月に新たな経済的実体規則を制定した。現在、アラブ首長国連邦は租税回避地のブラック・リストから解除されている。

バーレーンは2020年に、カタールは2021年11月に経済的実体規則をそれぞれ制定している。

アラブ首長国連邦の経済的実体規則は、同国における全ての企業を対象としている。一定のセクターに所属している場合には、その経済活動の実態性に関して同国の経済省に報告する義務がある。一定のセクターに所属していない場合には、その旨を同省に通知する義務がある。かかる届け出を行わない場合には罰が科せられる。

アンチ・マネーロンダリングと実体的支配者規制

米国で2001年9月11日に発生した同時多発テロ事件の後、アラブ首長国連邦は米国からテロリスト団体の資金調達拠点と名指しされた。それを受け、2002年に（旧）アンチ・マネーロンダリング法を制定し、他の多くのアラブ諸国も類似の法令を制定した。2018年に同法の改正を行い、（新）アンチ・マネーロンダリング法を制定した。かかる法律に基づく義務の対象者は主に銀行等の金融機関であったため、多くの日本企業は特に対応をとる必要は生じなかった。

その後、マネーロンダリングに対する対策は強化され、企業の実体的支配者（Ultimate Beneficial Owner, UBO）について注目されるようになった。アラブ首長国連邦は、企業の透明性の確保のために、2020年8月の閣議において、全ての国内法人における25%以上の自然人の株主等の情報を監督省庁（経済省やフリーゾーン庁）に登録しなければならないことを決定した。その後、バーレーン、オマーン及びカタールも同様の規制を導入した。なお、クウェートとサウジアラビアはアンチ・マネーロンダリング法を制定しているが、実体的支配者規制の導入が課題となっている。

現地法人を設立している日本企業は上記のとおり、実質的な支配者として親会社の株主等の情報を登録しなければならないが、25%以上の株主がない（たとえば多くの日本の上場企業）場合、代わりに代表取締役社長のパスポートの写しの提示が要求される。個人情報保護の観点からそのような書類の提示には煩雑な手続きが必要になる。

代わりに現地法人の代表者のパスポートを提示することで済むように行政当局と交渉をすることがあるが、30カ所のフリーゾーンを有するドバイでは、それぞれのフリーゾーン庁が実質的支配者の登録当局になり、同じ法令に基づいていても実務は各フリーゾーンによって異なる。

行政当局との付き合い

様々な法令が制定されている中で、外国企業の現地法人は様々な行政当局との付き合いが増えてきた。当局と効果的に付き合うためには、留意しておくべき点が多くある。

アラブ湾岸諸国の行政当局の多くの担当者は、学校を卒業してすぐに公務員になる。言い換えると、行政当局での仕事は国民雇用推進のために利用されており、日本のように国家試験に合格してから公務員になるわけではない。アラブ湾岸諸国の多くの公務員は、質問を深く理解せずに、気軽に「問題ない」、「できないわけがない」とすぐに心強い回答することが多いが、結果として問題になった事例は多い。残念ながら行政当局の担当者の口頭上のコメントを簡単に信じることはできない。

申請要件やルールが規定されておらず、担当者によって対応が異なることが頻繁にある。事前の通知なしに手続きが突然に変更されることもよくある。そもそも拠り所となる公表されている法令や規則自体があっても、その内容は曖昧である。また、仮に具体的に規定されても、実務は異なる場合がある。

逆に良い面としては、湾岸諸国において汚職が厳しく禁止されているため、賄賂を要求されたりするようなことは滅多になく、先進国基準を期待できる。

法制度が多面的に現代化してきており、コンプライアンス体制がより重要となっている昨今、行政当局の方はまだそのような流れに対応できていないことは明らかである。

コンプライアンスの本当の意味

中東地域においても法規制の注意点が高まっている環境の中、企業におけるコンプライアンス体制とは何か考察していきたい。

何のためにコンプライアンス体制はあるのかという質問に対して、「法令を遵守するため」という回答をよく聞くが、そうではない。コンプライアンス体制は、「第三者に対して、何時も法令遵守していることを客観的に証明できるため」というのが正解である。言い換えると、法令を遵守することだけでは不十分なのである。以下の二つの場合を例に挙げてみる。

- 1) 法令を守っているが、法令を守っていることを証明できない。
- 2) 実際に法令を守っているかどうかは別問題として、とにかく法令を守っていることが証明できる。

コンプライアンスの観点からみると後者のほうが望ましい。言い換えると、コンプライアンス問題は必ずしも法令違反で生じるわけではなく、法令を守っているが、法令を守っていることを証明できないことからコンプライアンス問題が生じていることがある。また、中東において外国企業は法令を守っているつもりでいても、異文化理解の問題や商慣習の相違から法令違反していると政府当局に誤解される場合がある。

コンプライアンス体制の導入

ある日突然、取引相手、取引銀行、政府機関などから調査された場合に、即時に法令を遵守していることを証明できなければならない。さもなくば、大問題に発展するリスクがある。「汝、平和を欲さば、戦への備えをせよ」という諺にあるように、事前に準備しておく必要がある。

コンプライアンス体制の内容は、法令の分野によって異なるが、以下のようなものにより構成される。

- 贈与・接待に関する社内規則の制定、社内確認書、取引相手誓約書
- 経済制裁用取引相手確認書・誓約書
- 個人データ保護法を反映するプライバシー規則及びデータ管理体制
- 自由競争に関する法規と概念の従業員に対する研修
- 消費者保護法、ESR 規制、UBO 規制に精通している社内法務部・総務部
- 社内外告発体制の導入

社内規程を制定してから、従業員や代理店をはじめとする取引先に対する周知や研修も必要であり、その事実を記録として残しておくことは重要である。

なお、日本企業は日本国内におけるコンプライアンス体制をそのまま海外子会社に導入するべきではない。例えば日本国内の社内規程において、日本語で「反社会的勢力」とは一切関わらないという趣旨の文言が見られることが多いが、それは暴力団等のことを意味する日本独特の法律用語であり、英語に直訳すると理解されない。また、反社会的勢力が中東をはじめとする日本国外のコンプライアンス体制の課題になることはほとんどない。コンプライアンス体制の導入はコピーアンドペースト作業ではなく、内容を十分に吟味し、必要に応じて国際化かつ現地化しなければ効果的ではない。

コンプライアンス問題の実例

コンプライアンス体制があることでリスクを抑制できた事案が増えている中、問題化した参考事例として以下のような実例がある。

- アラブ湾岸諸国の政府系企業と各種取引している日本企業が、突然かかる政府系企業からコンプライアンスに関する調査要求を受けた。政府系企業の従業員と日本企業の従業員間の接待が、同会社の倫理規程における「いかなる贈与も禁止」に違反する疑いがあるとして、関連するメールの開示を要求し、当該日本企業に対する支払いをすべて止めた。本件における日本企業には抽象的な倫理規程があったが、国際基準の贈与・接待に関する規定はなかった。また、当該政府系企業がオンラインで公表している行動規範についても承知していなかった。
- 商品の取扱説明書の記載上、客観的にはリコールの必要はない程度の軽微な誤り

があった。しかし、当該商品を製造している日本企業と現地販売代理店による取扱説明書の誤りに関する消費者への説明が無礼で、消費者の意見を十分に尊重していなかったという感情的な苦情が国民である消費者からあったため、行政当局は商品のリコールを命じた。

- 競争法における「制限的合意の禁止」について知らなかったため、多数の代理店契約において他社の競合商品の販売を禁止することを規定していた。代理店からのクレームと行政当局への通報により、当局の審査を受けることになった。その結果、中東地域における複数国の代理店契約を見直す必要が生じた。
- アラブ首長国連邦にある日本企業ドバイ支社から、経済制裁の対象ではない商品をイランに輸出したが、アラブ首長国連邦内における関連取引は米ドル建てで行っていたため、かかる取引が米国法上の対イラン制裁の違反行為とされた。
- 日本企業のコンプライアンス体制はしっかりしていたが、代理店に対しては一切研修をしていなかった。代理店が入札において汚職行為をした際、対象商品の製造業者である日本企業のコンプライアンス体制は抗弁にならなかった。

いずれの場合も、社内規程が制定されていた上に、従業員などの関係者に対して十分な研修が行われ、その記録を正しく保管していたのであれば、クレームに対する抗弁は可能で大きな問題にはならなかった事案である。念には念を入れ、多くのコンプライアンス問題は、事前の準備と確認があれば回避できることが多いと言える。

*本稿の内容は執筆者の個人的見解であり、中東協力センターとしての見解でないことをお断りします。